

第22 仮使用認定及び仮設建築物の取り扱い

1 仮使用承認

建基法第7条の6に規定する仮使用認定に係る消防協議があった場合には、次の事項について棟単位で審査するものとする。この場合、審査は仮使用部分について行い、仮使用部分以外の避難施設等がないものとみなして、基準に適合するかどうかを審査するものとする。ただし、防火管理に関する事項については、仮使用部分以外に係る事項も審査するものとする。

(1) 新築の建築物又は増築工事における増築部分を仮使用する場合

ア 仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定にそれぞれ適合していること。

- ① 建基政令第112条の防火区画
- ② 建基政令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- ③ 建基政令第5章第3節の排煙設備
- ④ 建基政令第5章第4節の非常用の照明装置
- ⑤ 建基政令第5章第5節の非常用の進入口
- ⑥ 建基政令第5章の2の特殊建築物の内装
- ⑦ 建基政令第129条の13の3の非常用の昇降機

イ 仮使用部分は、消防法第17条の基準に基づき消防用設備等が設置されていること。ただし、施工上やむを得ず機能を停止する場合は、工事内容等の状況に応じて、次のうち必要な措置を講ずること。

- ① 機能を停止する消防用設備等の種類、停止する時間及び停止する部分は、必要最小限にすること。
- ② 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯の機能を停止する場合は、仮設工事等により当該機能を確保すること。
- ③ 消火器、非常警報器具、避難器具又は誘導標識の機能の確保に支障が生じる場合は、当該機能が確保できる場所に移設すること。
- ④ スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増やす等、他の消防用設備等を増強すること。
- ⑤ 巡回の回数を増やす等、監視体制を強化すること。
- ⑥ 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行うこと。ただし、ホテル及び病院のように営業時間等が昼夜にわたるものについては、昼間に工事をすること。

ウ 防火管理等

- ① 法第8条及び第8条の2に基づき、防火管理者及び統括防火管理者を定め、また、工事中に使用する防火対象物としての消防計画を樹立すること。
- ② 工事部分の各種作業に対しては、条例第28条に基づき適切な火災予防措置を講じること。

※ 発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を使用している工事現場では、火気使用設備・器具等の使用は原則として行わないこと。また、溶接・溶断作業等を行う場合には、次のことを遵守すること。

- 1) 作業を行う前には、防火管理者等による事前の安全確認を行い、作業中の監視、作業後の点検を行うこと。
- 2) 溶接等を行う場合は、発泡ウレタンフォーム等の断熱材や合成樹脂等を確実に除去したことを確認した後、作業を行うこと。

また、除去できない場合は、あらかじめ散水し、火気使用範囲は不燃材料による区画を行うなどの防護措置を行うこと。

- 3) 切断作業を行う場合には、努めて火花の発生しない方法（ワイヤーカッター、ワイヤーソー等）により工事を行うこと。
- ③ 工事部分に持ち込む可燃物及び危険物は最小限度とし、かつ、危険物については条例第30条及び第31条に基づき、適切に取り扱うこと。
- ④ 工事用シートは、防災性能を有するものを使用すること。
- ⑤ 工事部分の整理、整頓を徹底すること。
- エ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等により、防火上有効に区画されていること。(2)増築工事等を行い、既存部分を仮使用する場合
- ア 仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定にそれぞれ適合していること。
- ① 建基政令第112条第9項及び同条第14項（第9項に係る部分に限る。）の規定に適合していること。ただし、この場合において、防火区画に用いる防火戸は、同条第14項第2号に規定する遮煙性能を有さないものであってもよいこと。
- ② 仮設屋外階段、仮設梯子等が、建築物の形態、使用状況等に応じて適切に設置されている場合を除き、建基政令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。
- ③ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。
- ④ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により、床面において概ね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている建築物の部分を除き、建基政令第126条の4及び第126条の5の規定に適合していること。
- ⑤ 消防活動上支障がないと認める措置が講じられている場合を除き、建基政令第126条の6及び建基政令第126条の7の規定に適合していること。
- イ 仮使用部分の消防用設備等は、前(1).イによること。
- ウ 防火管理等については、前(1).ウによること
- エ 仮使用部分とその他の部分の区画は、前(1).エによるほか、工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がれていること。

2 仮設建築物の取り扱い

建基法第85条の規定による仮設建築物に係る消防用設備等の取り扱いは、次によること。

- (1) 第1「政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い」に基づき、項の判定を行うこと。
- (2) 法第17条の規定に基づき消防用設備等を設置すること。ただし、サーカスの興行場（テントハウス）等で短期間の設置であり、かつ、次の全てに適合するものは、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び非常放送設備を設置しないことができるものとする。
- ア 消火器を増設するとともに、大型消火器を防火対象物の各部分からの歩行距離が30m以下となるように設置すること。
- イ 非常ベルを政令第24条の規定により設置するほか、サイレン付ハンドマイクを適宜配置すること。
- ウ 誘導灯は、A級又はB級・BH形を設置すること。
- エ カーテン等は防災製品を使用すること。

- オ 場内の禁煙の徹底を図ること。
 - カ 消防計画を作成し、出火防止及び消火、通報、避難、誘導の徹底を図ること。
- (3) 仮設建築物は、建基法第85条の規定により、防火に関する規定含めた制限が緩和されているため、政令第10条第1項各号に該当しない防火対象物であっても、消火器の設置を指導すること。